

令和3年5月12日

施設ご利用の皆さまへ

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置」  
宮古島市指定に伴う体育施設一部制限のお知らせ（変更）

宮古島市のまん延防止等重点措置の適用に伴い、当会が管理運営する下記の施設を**まん延防止等重点措置期間（5月31日まで）**、一部制限することと致しました。イベント等の活動はご遠慮ください。  
利用者の皆さまにはご不便をお掛け致しますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【マスク着用必須】 入場から退場まで。

【一時的にマスクを外して良い場合】 運動中や水分補給時。

	管理体育施設	条件等
1	総合体育館	利用できません。
2	陸上競技場	20時00分まで。
	トレーニング室	利用できません。
3	会議室 (総合体育館、陸上競技場)	利用できません。
4	市民球場	20時00分まで。
5	前福多目的運動場	20時00分まで。
6	前福多目的屋内運動場	利用できません。

通常利用開始につきましては、宮古島市教育委員会の指針に従って行います。